

南房総レンタルカート利用規約（レンタル公道カート利用規約）

2017.10.31 作成
南房総市観光協会

01 【利用規約の遵守】

利用者は、主催者及び車両提供会社のサービスを新規利用及び利用継続中において、本規約に同意されているものとみなします。また本規約に同意頂けない場合には、本サービスを利用してはならない。

02 【交通法規等の遵守】

利用者は、交通法規及びその他法令を守らなくてはならない。利用者は、運転に必要な普通自動車運転免許等を有し、十分な運転技能を持たなければならない。

03 【車両整備の確認】

利用者は、整備不良等がないことを確認して本サービスを利用できる。特に、整備不良の状態ですぐ事故を起こした場合において、利用者は自己の責任において解決しなければならない。

04 【交通法規等違反】

利用者は、交通法規違反をした場合に全て自己の責任であることを了承し、主催者に迷惑をかけてはならない。万が一、駐車違反などの交通法規による反則金や、レッカー等の費用が発生した場合には、速やかに主催者に連絡した上、反則金を納めることを確約しなくてはならない。

05 【交通法規違反による違約金】

利用者は、交通法規違反を行った場合には行政の定める反則金・罰金と同額を違約金として主催者から請求を受けた場合には直ちに主催者又は車両提供会社に支払わなくてはならない。

06 【交通事故】

利用者は、交通事故を起こした場合、速やかに主催者及び、保険会社、警察に連絡することを確約する。

07 【交通事故に関する示談の禁止】

利用者は、相手方のいる交通事故を起こした場合、主催者又は車両提供会社の承諾を得ずに示談をしないことに同意する。利用者が主催者又は車両提供会社の承諾なく行った約束は、自己の責任において対応することを確約する。

08 【任意保険利用に関する規定】

利用者は、交通事故等の際、主催者又は車両提供会社が加入する任意自動車保険を利用できることを理解した。但し、利用者に重大な過失がある場合にはその限りではない。なお、任意自動車保険を利用するには、所定の保険利用料及び免責額等を利用者が主催者に支

払わなくてはならない。

09 【車両修理】

利用者は、利用車両等を破損させた場合、その修理にかかる費用を負担することを確約する。これは、主催者に損害賠償請求を妨げないことを理解した。

10 【反社会的勢力の利用禁止】

利用者は、暴力団等の反社会的勢力及び関連する企業の一員でないことを確約する。

11 【申請外利用の禁止】

利用者は、主催者の許可なく、申請した利用者以外に利用車両等を使わせてはならない。

12 【商業目的の許可申請】

利用者は、利用者は運送業や広告宣伝など商業目的に利用する場合には主催者に許可申請をしなければならない。

13 【改造の禁止、現状復帰での返却】

利用者は、必要に応じた車両整備を除き、主催者又は車両提供会社の承諾を得ずに利用車両等に

ステッカーを貼ることや、造作物を設置することなど利用車両等を改造してはならない。

また、

返却時には現状復帰して返却するものとする。

14 【利用時間に関して】

利用者は、利用車両等を主催者の指定した場所に規定された利用時間内に返却することを確約す

る。利用者が利用時間を過ぎる場合には、主催者の承諾を得て延長料金を支払うことを確約する。

15 【著作権・肖像権】

利用者は、車両利用に関する撮影等で一切の著作権・肖像権等の権利を主張しないことを確約す

る。

16 【違約金及び損害賠償請求】

利用者が本誓約に違反し、主催者又は車両提供会社から規定の違約金の請求を受けた場合、違約

金を直ちに支払うことを確約する。また、主催者又は車両提供会社に損害を与えた場合には、別

途全ての損害を損害賠償金として直ちに主催者又は車両提供会社に支払うことを確約する。

17 【運営の判断】

主催者はその独自の判断により、利用者の利用を停止させることができることを理解した。その場合、利用者は異議なく主催者の指示する返却方法に基づいて利用車両等を返却することを確約する。

18 【主催者の免責】

主催者は利用者に発生した損害に対しては一切責任を負わないものとする。また主催者の都合によりサービスの提供が中断、終了又はサービス仕様が変更される場合があることを利用者は承諾する。

21 【規約の更新】

主催者又は車両提供会社は、事前の告知や利用者の承諾を得ることなく、約款等を変更することができるものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。

主 催 者：南房総市観光協会